# 中心市街地活性化制度の概要

- ○「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進
- 〇市町村が、商工会議所等で構成される協議会と連携し、基本計画を作成。国の認定を受けた計画に対し、関係府省 庁が連携して重点的に支援

## 市町村

(計画作成)

申請 /L\_\_\_\_\_ 認定

支援

関係府省庁

によ

シ

卜事業支援

#### 中心市街地活性化基本計画

(計画期間は概ね5年以内)

- 〇基本的な方針
- 〇位置及び区域
- 〇目標(定量的な数値目標)

〇中心市街地活性化のための事業

- (1) 市街地の整備改善
- (2) 都市福利施設の整備
- (3) 街なか居住の推進
- (4) 経済活力の向上
- (5) 公共交通機関の利便性増進等

〇推進体制 など



#### 中心市街地活性化協議会

- 商工会議所、商工会
- まちづくり会社
- 民間事業者、地域住民
- 市町村

など

### 内閣府

(内閣総理大臣による計画認定)

#### (国土交通省) 暮らし・にぎわい再生事業



<能本駅前東A地区> (能本市)

駅周辺地区の再整備

(内閣府) <u>デジタル田園都市国家構想交付金事業</u>



<空き店舗リノベーション> <共創拠点ビジネス交流> (山口市) (富山市)

※認定計画事業は地方創生推進タイプの 申請上限件数を緩和(R6年度~)

# (総務省) 中心市街地活性化ソフト事業



<北の恵み食べマルシェ>(旭川市)

イベント等のソフト事業

(経済産業省) 日本政策金融公庫による低利融資



くザ・シロヤマテラス津山別邸>(津山市)

中小企業アドバイザーによる助言等